

山口県報

令和 8 年
7 月 28 日
(火曜日)

目次

○告示

救急診療所でなくなった医療機関（医療政策課）……………
救急病院の認定（医療政策課）……………
保安林の指定（下関市）（森林整備課）……………



山口県告示第二百九十七号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する診療所でなくなった。

令和八年七月二十八日

名 称	山口県知事	村 岡 嗣 政
所 在 地	下関市小月本町二丁目一五番二〇号	

医療法人星の里会岡医院

山口県告示第二百九十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和八年七月二十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

名 称	所在地	認定が効力を有する期限
岩国市医療センター医 師会病院	岩国市室の木町三丁目六番一二号	令和一一、八、九

山口県告示第二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和八年七月二十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

下関市菊川町大字西中山字戸谷二〇六、二〇八、二一四、二一七、二一九、二二〇、一〇一二〇の四、一〇一二一、一〇一二二の一、一〇一二三の二、一〇一二四、一〇一二五の一、一〇一三〇、一〇一三一、一〇一三三の一、一〇一三三の二、一〇一三三の一、一〇一三三の二、字重河内二二一、二二三、一〇三〇八、豊田町大字宇内字今在家二七八の一、二八二、一〇二六三、一〇二七五、字今左家一〇二六五、一〇二六七の一、大字阿内字フスヘキ一〇九三六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市菊川町大字西中山字戸谷一〇一二二の一・一〇一三三の一・一〇一三三の二・大字阿内字フスヘキ一〇九三六の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林水産整備課に備え置いて縦覧に供す

発
行
人
所

山
口
県
知
事
庁